

新潟県選挙管理委員会規程第9号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表第4 （第43条関係）				別表第4 （第43条関係）			
1 （略）				1 （略）			
2 （略）				2 （略）			
3 新潟県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者1人当たりの政見放送の回数				3 新潟県知事の選挙において政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び候補者1人当たりの政見放送の回数			
テレビジョン放送		ラジオ放送		テレビジョン放送		ラジオ放送	
基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数	基幹放送事業者名	回数
<u>株式会社新潟放送</u>	1	株式会社新潟放送	1	<u>株式会社NST新潟総合テレビ</u>	1	株式会社新潟放送	1
株式会社テレビ新潟放送網	1			株式会社テレビ新潟放送網	1		
株式会社新潟テレビ二十一	1			株式会社新潟テレビ二十一	1		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。